

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成29年8月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 西松屋近江今津店 高島市今津町南新保字紐田510-1ほか
- 2 意見の概要 高島市からの意見 水質汚濁が生じないように、排水対策には十分注意されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565
 - (2) 縦覧期間 平成29年8月25日から平成29年9月25日まで